

第7章 完了検査

1. 福島市開発工事完了検査要領

この要領は、福島市都市計画法の開発許可事務の処理に関する要領に定めるもののほか、都市計画法に基づく開発行為に関する工事の検査手続等について必要な事項を定めました。

福島市開発工事完了検査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）の規定により許可をした開発行為に関する工事（以下「工事」という。）の検査の手続等について必要な事項を定める。

(検査の種類)

第2条 工事の検査の種類は、中間検査、完了検査、再検査及び立入検査とする。

2 中間検査とは、工事の中途において実施する検査をいう。

3 完了検査とは、法第36条第2項の規定による検査をいう。

4 再検査とは、完了検査の結果、当該工事が当該許可の内容に適合しないものとして、工事の手直し等必要な措置を講じるよう求めた工事の完了後に行う検査をいう。

5 立入検査とは、法第82条第1項の規定による検査をいう。

(検査の方法)

第3条 前条の検査は、当該工事が当該許可の内容に適合しているものか否かを判定するために行う。

2 当該工事により設置される公共施設（法第4条第13項に規定する公共施設をいう。）の検査については、当該公共施設を管理することとなるものの定める検査の方法により行う。

(検査員)

第4条 第2条の検査は、市の職員の中からあらかじめ命じられた者（以下「検査員」という。）が実施する。

2 前項の検査員は、技術職員でなければならない。

(検査日時等の通知)

第5条 第2条の検査を実施しようとするときは、当該開発許可を受けた者に対し、工事検査通知書（様式第1号）で次の事項を通知しなければならない。ただし、通知を受けるべき者が了承している場合は、文書によらないことができる。

(1) 検査を実施する日時及び集合場所

(2) 検査対象の開発区域の名称

(3) 開発許可を受けた者、工事施工者及び設計者（以下「工事施工者等」という。）等検査に参集する者

(4) 工事施工者等が準備する検査に必要な機材等

(5) その他必要な事項

(検査立会人)

第6条 市長は、工事の検査に必要があると認めるときは、法第32条の規定による公共施設の管理者（管理することとなる者を含む。以下「検査立会人」という。）に、検査の立会を求めることができる。

2 検査員は、検査立会人に対して当該工事の検査の内容について意見を求めることができる。

3 第1項の検査の立会を求めるときは、原則として文書によるものとする。

(検査の方法)

第7条 第3条の工事が許可の内容に適合しているものか否かを判定するために行う検査の方法は、次の事項について行う。

(1) 完了検査は、開発区域の安全及び機能に重大な影響を及ぼすものを主体に測定するものとし、完了検査の基準については、次表に掲げる。ただし、将来、災害又は公害が発生し、並びに周辺の環境に重大な影響を及ぼすおそれがあると検査員が判断したときは、次表に係わらず是正を命じることができる。

検査箇所		内容
石積(張) ・ブロック 積(張)工	法長	原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、-5 cmとする。
	法勾配	適宜測定し、許容範囲は-0.5分とする。+緩は検査員の判定による。
	胴、 裏コンクリート	1箇所/300㎡で測定し、許容範囲は-2cmとする。ただし、300㎡未満の場合は1箇所。
	裏込礫	適宜測定し、検査員の判定とする。
	水抜穴	適宜測定し、検査員の判定とする。
擁壁コン クリート	法長	原則としては法長変化点で主として根入長を測定する。根入深さの許容範囲は、-5 cmとする。
	法勾配	適宜測定し、許容範囲は-0.5分とする。+緩は検査員の判定による。
	天端幅、敷幅	適宜測定し、許容範囲は天端幅で-2cm、敷幅で-2cmとする。
盛土		地山の排水処理 締め固め、段切り等の施工
道路	砂利敷	最低2箇所程度で測定し、許容範囲は敷砂利の厚さの-3 cmとし、転圧は検査員の判定とする。
	防塵処理及び 表面処理舗装	十分転圧しており、浮石がなく、処理材が一様に散布してあること。
	簡易舗装、 アスファルト舗装	路盤工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの-10%以内とする。 表層工は最低2箇所以上測定し、許容範囲は厚さの-10%以内とする。 平坦性及び線形は適宜観察し、路面排水に支障がある場合は改善を命ずる。
	幅員	適宜測定し、許容範囲は-2.5 cm (建築確認に支障がある場合を除く。)とする。

(2) 中間検査は、宅地の安全に密接な関連のある工種の中間工程における施行管理の状況、品質管理状況及び施行地区周辺との関連を把握することを目的とし、重点調査事項については、次表に掲げる。

重点調査事項		内容
施行 管理	盛土・切土	沈下又は崩壊が生じないように締め固め又は段切り等が設計に基づき適切に実施されているか否か。
		切取法長と小段の設置、法面保護の適否
石積・	法長・法勾配	根入深さの掘削

ブロッ ク積工	胴、裏込コン クリート	1箇所/300㎡ごとに抜取し、充填状況や品質の確認。ただし、300㎡未満の場合 は1箇所。
	裏込礫	透水層としての質量、機能の確認（土砂の混入、礫の粒径その他）
	水抜穴	寸法、数量及び設置状況の確認（在石使用は品質、空石積は施行状況も確認）
擁壁工		石積工に準じた確認方法で行う外さく孔注水及び強度試験（テストハンマー 等）
管渠工		接合、マンホール等の取付部及び縦断勾配を確認 埋設深度、埋戻しの適否の確認
側溝工		敷圧及び溝蓋受部の不陸等について確認
コンクリート柵工		線形、支柱頭部の損傷の有無（両岸施行の際は柵工杭間隔の確認）
路盤工		縦横断勾配、骨材、結合材の品質・形状・粒度、路盤の厚さ不陸、亀裂等の 適否の確認
橋梁		基準高、幅員、桁間隔、桁断面、横断勾配、高欄、地覆等の確認 コンクリートの品質は、管理試験資料又はテストハンマー等で確認 伸縮継手、支承部、排水管、その他附属部の取付状況の確認
防災調整池等		床掘寸法、放流管施設状況、盛土のまき出し厚さ及び転圧状況の確認
現場管理		土砂及び地区内水の排除と周辺との関係、防災措置の確認 進入路、材料運搬道路の保全措置の確認、材料の保管状況の確認
品質管理		

- (3) 前2号の検査の際基礎工事等工事の進捗により検査時に明視できない工事部分については、工事写真により行う。
この場合、工事施工者は、次により工事写真を整備しておかなければならない。

	撮影種目	撮影基準	管理方法	処置
工 事 状 況 写 真	1 工事着手前及び工事完成後写真 2 工事施行中の写真 (1) 施行状況写真 (2) 検品写真 (3) 品質確認写真 (4) 計画と現地との不一致の写真 (5) その他施行中の写真 3 工事中の安全管理関係写真	<ul style="list-style-type: none"> ・撮影された写真が状況、場所、時期、寸法等の確認、判定等ができるよう工夫する。 ・写真の目的を明確にするため必要な事項を記入した小黒板を写し込む。 ・小黒板は、寸法45×30cmとし、次の事項を記入する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真は工種、種別、細別ごとに整理し、貼り付ける。 ・提出用写真の整理 	<p>現像焼付け後、目的どおりの撮影でない場合には、速やかに撮り直しを行うものとする。ただし、再撮影不能のものや撮り落とした場合は、直ちに市に報告し、その対応についての指示を受ける。</p>
	出 来 形 管 理 用 写 真			

	<p>法及びこれらの基礎工で完成後明視できなくなるもの。</p> <p>3 抗門工、水門、ひ門、ひ管、床固め、せき橋台、橋脚等の出来形寸法及び井筒その他基礎工で完成後明視できなくなるもの。</p> <p>4 床堀、置換工、段切り、まき出し厚、表土厚、地盤線の変化点等における寸法</p> <p>5 路盤工の厚さ、のり覆工、根固工、のり留工等の基礎又はコンクリート等で完成後明視できなくなるもの。</p> <p>6 コンクリート工等の鉄筋、鉄網、伸縮継手等の位置、組立寸法</p> <p>7 その他のもので完成後明視できなくなるもの</p>	<p>イ 工種</p> <p>ウ 位置</p> <p>エ 設計寸法</p> <p>オ 実測寸法</p> <p>カ 略図</p> <p>・写真は、9×6 cmの大きさを標準とする。ただし、必要によりサービス版又はつなぎの写真とすることができる。</p>	<p>は、初めに竣工写真を、次に着工前写真を貼付し、対照できるようにする。</p> <p>エ 工事中的写真は、各工種について施工の順に応じて整理する。</p>	
<p>工事中の災害写真</p>	<p>1 被災前の写真（上記の各種目の写真と兼用できる。）</p> <p>2 被災中の写真</p> <p>3 被災後の写真</p> <p>(1) 全ぼう写真</p> <p>(2) 部分写真</p> <p>4 復旧工事に関する写真（工事状況写真及び出来形管理用写真）</p>			

(工事の手直し等の指示)

第8条 検査員は、前条の検査の結果、測定の結果、設計と相違する箇所を発見した場合は、工事手直し指示書（様式第2号）により工事の是正を命じる。ただし、敷地の機能、維持上支障をきたさないと認められる軽微なものについては、検査員の判定により指示事項とする。

2 前項の工事の手直しを指示するときは、法第36条第2項に規定する検査済証を交付できない旨を併せて通知するものとする。

(検査結果の報告)

第9条 検査員は、前2条の結果をすみやかに検査報告書（様式第3号）により報告しなければならない。

(手直し工事の完了届)

第10条 開発許可を受けた者は、第8条の第1項の手直しを指示された工事が完了したときは、手直し工事完了届（様式第4号）を市長に提出するものとする。

2 前項の手直し工事完了届に関する工事の検査については、第3条から前条までの規定を準用する。

(工事完了検査済証及び工事完了の公告)

第11条 市長は、当該工事が当該開発許可の内容に適合していると認めたときは、法第36条第2項に規定する検査済

証を当該開発許可を受けた者に交付しなければならない。

2 市長は、前項の検査済証を交付したときは、工事完了公告（様式第5号）を福島市公告式規則（平成10年規則第35号）第2条の規定により公告しなければならない。

（準用）

第12条 第2条から第10条までの規定は、福島市開発行為等指導要綱第11条第3項の開発行為確認通知を受けた開発行為等に関する工事に関する検査について準用する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

※様式第1号から様式第5号まで別記